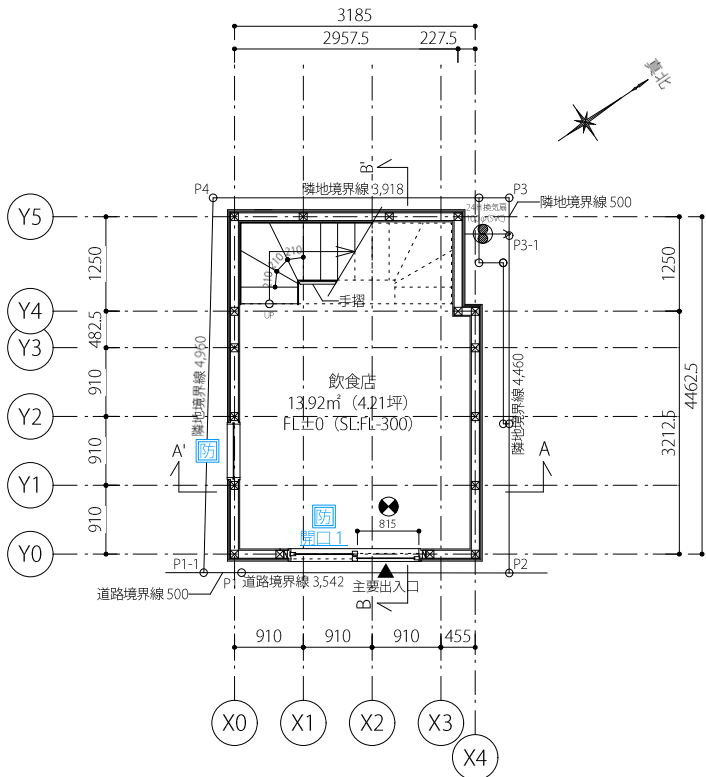
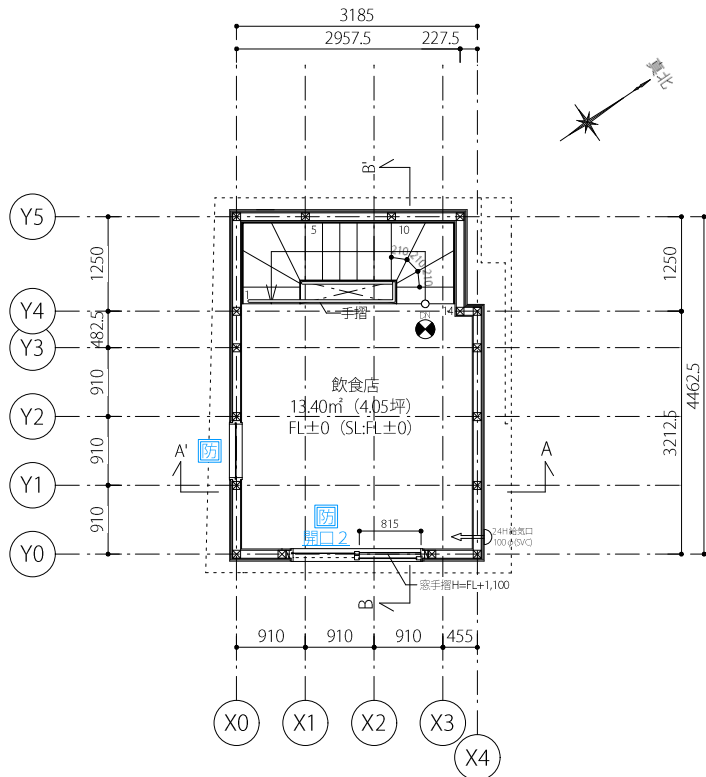




1 階平面



2 階平面

凡例 (換気設備)

- ・アンダーカットは15mmとする。
- ・ダクトはスパイラルダクト、ロックウール55mm巻とする。
- ・VC (ペントキャップ) はステンレス製とする。(告示第1369号第1-七 緩和)
- ・「常時換気用」はその旨の表示を行う。

←給気口：100φ (VC付)防虫網付
●換気ファン (シックハウス用)

換気・採光 計算

飲食店 1 階	飲食店 2 階
開口 1 面積：2.119㎡ (W815×H2600) 床面積：13.92㎡	開口 2 面積：2.282㎡ (W815×H2800) 床面積：13.40㎡
必要 換気・採光 面積：13.92/20＝0.696㎡ 0.696≦2.119㎡・・・OK	必要 換気・採光 面積：13.40/20＝0.670㎡ 0.670≦2.282㎡・・・OK

シックハウス換気

24H換気扇：風圧シャッター付(三菱VD-15ZLX10-IN) EF-1(弱-常時運転) 65(㎡/h)

室名	専有面積	天井高さ	気積	換気扇	風量	数量	換気回数	判定
飲食店	13.92	5.817	80.97	24H換気扇	65.0	1	0.80	>0.3・OK

※第3種換気設備

誘導灯器具姿図

LED避難口誘導灯	非常灯 ※告示第1830号	非常ベル
 C級 片面 電池内蔵型	 バッテリー内蔵型 LED内蔵、非常時・非常灯用LED 点灯/常時消 非常灯評定番号:LAL-E-006 電圧:100～242V 点検スイッチ付 パナソニックNNFB93005C相当品	 非常警報設備起動装置丸型露出防雨型 電圧・電流DC30V 3A 使用温度範囲:-10～+50℃ パナソニックBV6532相当品

防火非難凡例

	代替進入口 有効幅750mm以上、高さ1200mm以上、又は、直径1m以上の門が内接できる開口部とする。
	防火設備 大型個別認定品
	防火設備 法2条9号の2 口、告示第1360号
	防火設備 (遮煙性能、常時閉鎖) 法2条9号の2 口、告示第1360・2564号
	法28条1項/2項、116条2項に規定する開口部
	壁穴区画令T12条10項 天井・壁 (下地仕上げともに不燃材料)
	避難ハシゴ(BOX固定式)消防庁告示第2号の基準に適合)

- ※排煙設備は排煙無窓居室の緩和を適用
建設省告示第1436号-四-二-(4)(下地・仕上げ共不燃)
- ※階段(鉄骨) 幅員：750、踏面：210以上、蹴上：216 (手摺の寸法は100以下)
- ※飲食店の火気使用はなし
- ※1階及び2階の居室は非常用照明の設置緩和を適用 (採光検討1/20以上)
建設省告示第1411号一

消防無窓階判定 (各階)

避難上又は消火活動上有効な開口部の面積の合計が当該階床面積の1/30以下のため無窓階

- ※各所ドアはサムターンを設け、避難方向に避難可能な構造とする。
- ※代替進入口は外部から一部ガラスを破壊し、開錠可能な構造とする。

□ 耐火性能表 (45分準耐火建築物) および 外部仕上表

部位	断熱性能	仕様・防水	必要耐火性能	耐火性能告示・認定番号
屋根	高性能ガラス16K t=105	屋根：スレート葺 (NM-9567)+アスファルト・フィング 940 +構造用合板 t=12 天井：強化PB t=15	30分	外側：告示第1358号 第5一・ハ・(1) 内側： " (2)・(i)
外壁	高性能ガラス16K t=105	屋外側：ガラス16K鋼板 t=15 + 通気胴縁 t=15 + 透湿防水シート + 構造用面材 t=9 SP-ガラス / アジ - 工業 屋内壁：強化PB t=15	45分	QF045BE-1444(2)
2階 床	—	表側：構造用合板 t=30mm 裏側：強化石膏ボード t=15mm	45分	表側：告示1358号 第3・三・イ・(3) 裏側：告示1358号 第3・三・ロ・(2)
階段	—	鉄製(耐火被膜等なし) サラ析：PL-250×9 アルミ塗装 段板：縞鋼板PL-6 アルミ塗装	30分	告示1358号・第6・一 告示1399号・第6・四
開口部	—	・告示スチールドア(1-2-イ)：鋼製 t 0.8mm以上1.5mm未満 耐風圧S-5、気密A-4、水密W-5	防火設備	告示第1360号
外構・その他	・竖樋：カラーVP ・笠木：アルミ製 ・水切り：ガルバリウム鋼板 ・外構モルタル刷毛引き ・手摺：スチール ウレタン塗装			

- ※ホルムアルデヒド発散材料の使用についてはF☆☆☆☆認定材料とする
- ※(天井裏等への措置)天井裏等(外壁、間仕切、床下のスラブ上、仕上げ面)へ用いる面材は第三種面材以上とする
- ※クロロビリホスを含む材料を使用した仕上材は使用禁止とする

- ※石綿等を添加した建築材料は一切使用しない
- ※1階飲食店の下地、仕上げは不燃材料
- ※指定建築材料はJIS又はJASに適合するものを使用
- ※排煙告示(4)-天井仕上げ：不燃合板 (NM1594)、壁仕上げ：石膏ボード (NM8619)